

日本風力エネルギー学会代表委員選挙のお報せ

平成 30 年度にむけ役員改選を実施します。学会の定款によりますと理事を 3 名以上 20 名以内、監事(含む,補欠監事)を 3 名置くことが定められております。さらに理事のうちから 1 名を会長とし、副会長を 3 名以内おくことができることとなっております(会長は法人法上の代表理事となります)。なお、理事、監事は総会の決議をもって正式な役員として選任されます。

日本風力エネルギー学会では、理事候補の選出を会員の選挙で選出された代表委員の中から互選により選出することとしております。代表委員は理事の互選のほかに理事会に助言を与え、学会の活動を側面から援助する役割があります。代表委員の選出から会長の選出までは概ね次の手順で行われます。

なお、今回の選挙については小垣哲也理事(産業技術総合研究所)が選挙管理委員長として指名され、選挙管理委員として正会員飯野光政(足利工業大学)、出野勝監事(東洋設計)、今村博理事(風力エネルギー研究所)、松信隆理事(日立製作所)が任にあたる事が理事会で承認されました。

1. 1月中旬 代表委員候補者リストの作成
2. 1月下旬までに理事会にて候補者リストの決定
3. 1月下旬 投票用紙を正会員に郵送し選挙の実施
4. 2月下旬までに代表委員の確定
5. 3月下旬までに代表委員の互選により理事候補の選出
6. 4月下旬までに理事候補の互選により会長候補の選出
7. 5月上旬までに監事(含む補欠)候補、副会長候補の選任
8. 5月下旬の総会にて理事、監事の選出(承認)
9. 総会後の理事会にて会長、副会長の選出(承認)

代表委員選挙は、代表委員選出に関する細則(次ページ以降参照)により選出されます。まずは代表委員候補者リストを作成しますが、つきましては正会員の皆様からの代表委員候補の推薦を下記の通り受け付けます。

1. 推薦期限:平成 30 年 1 月 10 日(水) 17:00
2. 推薦方法:日本風力エネルギー学会事務局まで、E-mail (info@jwea.or.jp) もしくは Fax (03-3526-3410) にて
3. 記載内容:
 - ・ 推薦(記載)者の氏名、所属、連絡先(メールアドレス・電話等)
 - ・ 被推薦者の氏名、所属、連絡先(メールアドレス・電話等)
4. ご注意:
 - ・ 推薦(記載)者、被推薦者は正会員(個人会員、団体会員)のみとする
 - ・ 推薦は 3 名までとし、3 名を超える推薦は無効とする

なお、代表委員選出に関する細則第 5 条では、選挙関連情報を会誌に選挙会告として掲載し会員に周知することとしていますが、諸般の事情により、会誌での選挙会告の掲載が間に合いませんでした。ここに謹んでお詫び申し上げますとともに、選挙会告を本通知にて代えさせていただきます。

以上

一般社団法人日本風力エネルギー学会代表委員選出に関する細則

平成25年 7月19日 施行

平成28年 1月21日 改正

(目的)

第1条 一般社団法人日本風力エネルギー学会定款(以下、定款という)に基づき、本細則を定める。

2. この細則は、一般社団法人日本風力エネルギー学会(以下、本会という)の代表委員の選出方法を規定するものである。

(代表委員の職務及び定数)

第2条 代表委員の職務は、本会組織及び運営規程に定めるところによるほか、本会の活動に助言を与え、活動を側面から援助することを職務とする。

2. 代表委員の定数は本会組織及び運営規程に定めるところによる。

(有権者)

第3条 代表委員の選挙における有権者は正会員がそれぞれ1つの投票権及び被選挙権を持つ。

2. 正会員である団体会員は、1つの投票権及び被選挙権を持つ。ただし、団体会員である組織の複数の事業所・支店・支所等が団体会員として独立して登録され、個別に所定の会費を支払っている場合は、当該複数の各事業所等が、それぞれ各1つの投票権及び被選挙権を持つものとする。

(選挙管理委員会)

第4条 代表委員の選出および理事、会長の選出にあたっては、本会に選挙管理委員会を設けて選挙業務を行うものとし、会長が選挙管理委員長を指名する。

2. 選挙管理委員長は、代表委員の選挙に関する事務を遂行するものとし、理事会の承認を得て、正会員の中から若干名の委員を指名することができる。
3. 新規に選ばれた理事、監事が、社員総会の決議で選任された後、選挙管理委員会を解散する。

(選挙の日程)

第5条 本会は代表委員改選の選挙が実施される前年の11月末を目途に、候補者の推薦を受け付け、推薦の要領、推薦締め切り日等の、選挙関連情報を会誌に選挙会告として掲載し会員に周知する。

2. 代表委員の選挙は、改選に先立った年度に以下の日程を目途として実施する。

11月下旬	会誌で選挙の会告を掲載
12月中旬	候補者推薦の受付締め切り
1月中旬	候補者(案)の理事会での承認、投票用紙の作成、発送
1月中旬～2月中旬	郵送による投票
2月中旬	投票用紙の開票
2月末	当選者の確定

(代表委員候補者)

- 第6条 代表委員の候補者は本会の正会員で、イ) 選挙実施時に代表委員である者、ロ) 以下第3項及び第4項に示す推薦を受けた者、及びハ) 選挙管理委員会の推薦を受けた者とする。
2. 正会員は、選挙管理委員会に対して、自らもしくは他の会員を代表委員候補者として、推薦することができる。ただし、正会員1名が推薦できる代表委員候補者は3名以内とする。
 3. 正会員3名以上からの推薦を受けた正会員は、選挙管理委員会が作成する代表委員候補者リストの原案に記載される。
 4. 自らを推薦する正会員は、他の正会員2名以上の推薦を受けることによって、選挙管理委員会が作成する代表委員候補者リストの原案に記載される。
 5. 選挙管理委員会は、候補者リスト原案を作成するに当って、候補者として会員に配布されるリストに掲載されること、及び当選した際には代表委員に就任する意思があることを、代表委員の候補者本人に、団体会員の場合は団体に確認するものとする。なお、選挙管理委員会は、代表委員に就任する意思がない候補者を候補者リスト原案から除外することができる。
 6. 選挙管理委員会は、確認の終わった候補者リスト原案について理事会の承認を得た後、代表委員候補者名を列記した投票用紙を作成する。

(代表委員候補者の数)

- 第7条 選挙管理委員会にて作成される候補者リスト原案に記載される候補者の数は、代表委員定数の
1. 5倍以上とする。
 2. 第6条第1項イ)、ロ) に基づく候補者の数が、代表委員定数の1.5倍に満たない場合には、選挙管理委員会が追加推薦を行う。
 3. 団体会員からの候補者は、1団体当たり1名を超えることはできない。ただし、第3条第2項但し書きに該当する場合には、各事業所あたりを1団体と数える。

(選出の方法)

- 第8条 代表委員の選挙は、本会から送付される代表委員候補者を列記した所定の投票用紙を用いて、郵便での投票によって行う。
2. 正会員は、投票用紙の選出したい代表委員候補者の名称欄に○印をつけ、所定の返信用封筒に密封して、無記名で本会に返送する。その際○印の数は、予め決められた当選者数を越えないものとする。

(選挙の管理)

- 第9条 選挙に関する事務は選挙管理委員会が行い、結果は集計され次第、選挙管理委員長を通じて理事会に報告される。
2. 投票用紙の印刷、発送、有効投票の認定、集計など選挙の管理は、選挙管理委員会の責任において行う。
 3. 投票用紙の開封は、選挙管理委員全員の立会いの下に行う。

(投票の効力)

- 第10条 次の各項に該当する投票は無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いていないもの。
- (2) 予め決められた当選者数を超過して○印のついたもの。
- (3) 投票用紙に列記された代表委員候補者氏名以外の名前を書き加えたもの。
- (4) 投票用紙に○印以外の印を用いて投票したもの。

第11条 選挙管理委員会は、有効得票数の多い者から順に、50名の代表委員当選者（以下、当選者という）を定める。

2. 前項にかかわらず、得票数が同数の候補者がいることにより50名を超える場合には、50名を越える得票数が同数の候補者までを当選者とする。

（選挙結果の確定・公表及び代表委員の選任）

第12条 当選者は、理事会において会長より報告され、会誌に掲載される。本会は、当選者に対して委嘱状の発送を行う。

2. 当選者は、本会に対して委嘱を承諾する文書を提出することにより、代表委員となる。

（団体会員である代表委員の交代）

第13条 団体会員を代表する候補者として選出された代表委員については、当該団体会員から本会宛に文書による代表委員交代の届け出がなされた場合、理事会の承認をもって、この交代を認めるものとする。

2. ただし、理事、監事の職に就いている代表委員の任期中の交代については、別途定める本会代表委員選出に関する付属書・役員選任の手続きによるものとする。

（改正）

第14条 本細則の改正は、理事会の承認をもって行う。